

「紛争下の医療」に関する宇都副大臣ビデオメッセージ

皆さま、

我が国は、エジプト、ニュージーランド、スペイン、ウルグアイとともに、紛争下の医療の保護を呼びかけます。

5年前、国際社会は、紛争下の医療に対する攻撃に立ち向かうために一致しました。しかしながら、現在までに、安保理決議第2286号は完全な実施を見ず、医療従事者や医療施設への攻撃が繰り返されています。日本は、国際事実調査委員会の活動や国内における国際人道法の普及等を通じて、国際人道法の遵守を確保することが重要であると考えます。

2019年12月、テロ攻撃により、アフガニスタンにおいて医療及び農業の向上に努めていた日本人の人道支援従事者である中村哲医師が殺害されました。このような悲劇は決して繰り返されてはなりません。日本は、医療従事者や医療施設に対するいかなる攻撃も強く非難します。

新型コロナウイルス感染症の世界的拡大は、紛争の影響を受ける人々の医療へのアクセスをさらに困難なものにしており、まさに、人間の安全保障に対する危機と呼ぶべき事態です。紛争下における医療へのアクセス及び医療の提供は、今最も優先されるべき事項です。我が国は、決議第2286号の実現に向け全力を尽くすことを改めて約束します。我が国は、全ての国が努力することを強く望みます。